

第1章 目的と取り扱う範囲

手引き(第3編)では、水田のほ場整備において環境との調和への配慮を行うための調査計画、設計、施工、管理の基本的考え方と留意事項を取りまとめるとともに、畑のほ場整備における環境配慮のポイントについて取りまとめている。

【解説】

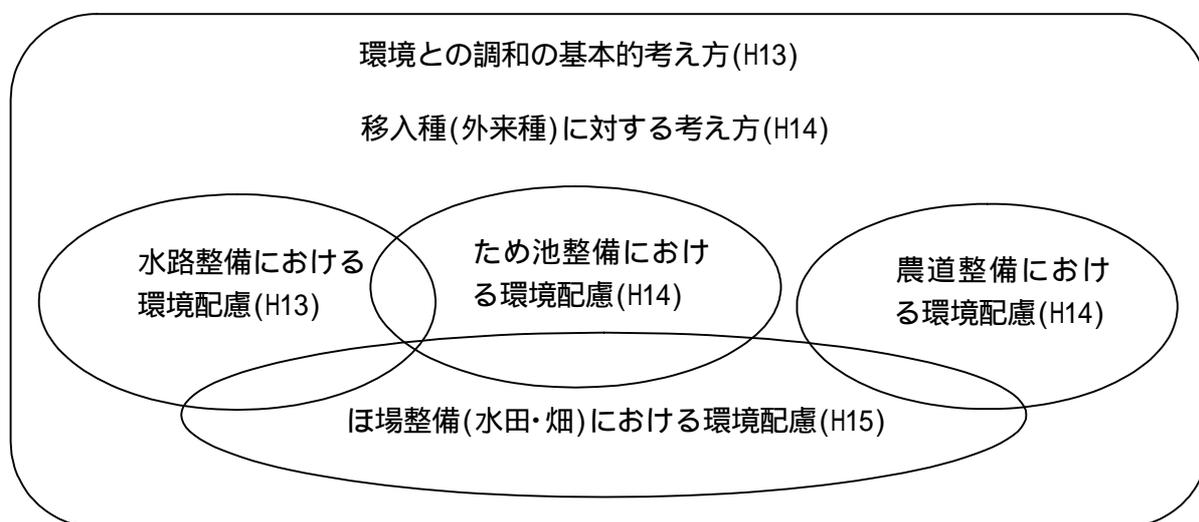
1. 手引きの位置づけと内容

環境との調和に配慮した整備は、地区毎の自然的・社会経済的・文化的な条件が異なること、これまでの整備については実施事例の蓄積が十分でないことなどから、現時点では、基準とするのではなく、地域の特性に応じて弾力的に運用することを前提とした手引きとして取りまとめることとした。

手引きは、平成13年度には「水路」を中心に、また、平成14年度の第2編では「ため池、農道、移入種(外来種)」に関する内容について作成しており、平成15年度の第3編は「ほ場整備」について取りまとめた。

なお、環境の要素の種類は「環境との調和の基本的考え方(平成14年1月農業農村整備部会企画小委員会報告)」に示されているように大気、水、土壌、生態系や景観等多岐にわたるが、本手引きでは主に生物の生息・生育環境を中心に扱う。

「手引き(H13)」「手引き(第2編)(H14)」と「手引き(第3編)(H15)」の内容



移入種(外来種)の表記について

野生生物保護対策検討会移入種問題分科会(環境省)において、「過去あるいは現在の自然分布域外に導入された種、亜種、それ以下の分類群であり、生存し、増殖することができるあらゆる器官、配偶子、種子、卵、無性的繁殖子を含む」生物種を移入種(外来種)と定義しており、手引き(第2編)においても同様の扱いとしている。

中央環境審議会野生生物部会(平成15年12月2日開催)において、移入種(外来種)については、生物学用語との整合の観点から外来種に統一することとされた。このことから、手引き(第3編)においても、以降外来種と表記する。

2. 手引きの取り扱う範囲

(1) 手引きにおいて取り扱うほ場整備の内容

手引き(第3編)で取り扱うほ場整備は、農地等の区画形質の変更を中心に用水路、排水路、道路等のほ場条件を総合的に整備するものであり、以下の工種を対象とする。

本手引きで取り扱う工種

工種	内容	主な事業
区画整理工	農地等の区画形質の変更	経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業、農村振興総合整備事業、基盤整備促進事業等
水路工	水路の新設、廃止又は変更	
農道工	農道、農道橋等の新設、廃止又は変更	
暗渠排水工	農地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工	

(2) 未整備地区と整備済地区におけるほ場整備

ほ場整備には、未整備地区でのほ場整備と整備済地区での区画の再整備や農道、水路を主とする更新整備がある。

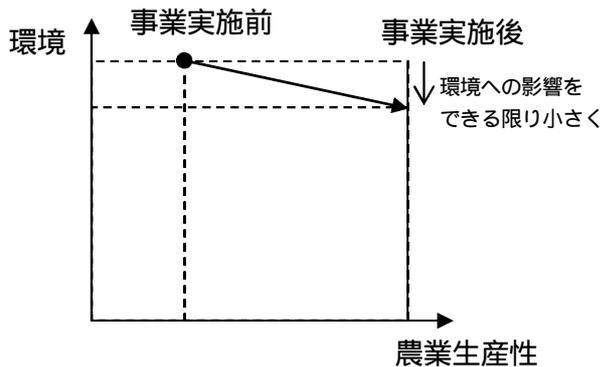
未整備地区でのほ場整備は、現在の自然環境を大幅に改変することから環境への影響を避ける回避や影響をできる限り小さくする保全対策を検討する必要がある。

整備済地区のほ場整備に当たっては、かつて損なわれた自然環境を回復する対策を検討することも重要である。

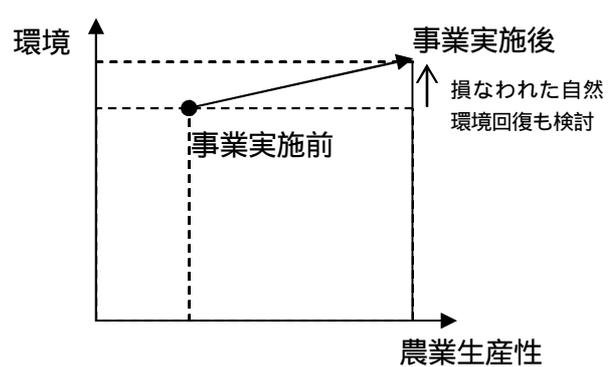
下図(環境との調和のイメージ)は、これらを模式的に示したものである。

環境との調和のイメージ

(未整備地区でのほ場整備)



(整備済地区でのほ場整備)



(3) 田園環境整備マスタープラン等と計画基準を踏まえたほ場整備

ほ場整備を行うに当たっては[土地改良事業計画設計基準 計画「ほ場整備(水田)」基準書、技術書]を踏まえて調査、計画、設計を行うが、事業による環境への影響をできる限り小さく、あるいは損なわれた環境を回復するために、その影響を予測した上で本手引きを参考に環境配慮対策を検討する。なお、環境配慮対策の検討に当たっては、地域の合意のもと市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画である田園環境整備マスタープランまたは農村環境計画(以下「マスタープラン等」という。参考資料参照)に定められている内容を踏まえることが必要である。

(4) 本手引きの構成

ほ場整備は水田と畑において実施されるが、本手引き(第3編)では、水田を中心とした生態系の現状、調査、計画、設計などの基本的考え方や留意事項を取りまとめている(第2章~第5章)。

また、畑については配慮のポイントのみを記述するにとどめた(第6章)。